

報告第 2 号

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程第 9 条に基づき、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過について別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

小委員会報告書

1 第3回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

開催日時：平成15年10月10日(金) 14:00～15:40
開催場所：浜益村役場3階 浜益村議会議場
出席委員：委員13名中9名出席

協議事項

議会議員の定数及び任期について

- 第2回小委員会において持ち帰り検討することとなったパターン
- ・合併特例法を適用しない場合の地方自治法等に基づく「本則」(パターン1-4)
 - ・合併特例法を適用する場合の「定数特例」(パターン2及び4)
 - ・合併特例法を適用する場合の「在任特例」(パターン3及び5)
- 上記のとおり、大きく3つに分け持ち帰り検討した結果について、各委員から発言をいただいた。
- ・地方制度調査会の最終報告を待って、再度協議したい。
 - ・新市議会において定数の増、また選挙区設置についても確約できないことから、合併と同時に本則に基づき、選挙区を設置し行うべき。
 - ・新市になっても、旧自治体の議員全員で行政運営を見守りたい。
- 地域の声を少しでも多く新市へ反映させるためには、1人や2人では足りない。また、1年や2年では短いからである。
- ・住民に理解を得られる方法を慎重に検討すべきである。
- など、この他にも多くの意見交換が行われ、その内容を集約した結果、「定数特例」については、検討の余地が無いことから選択肢から外し、残る2つのパターンについて、再度持ち帰り検討することとした。

農業委員会委員の定数及び任期について

前回の小委員会で、議会議員の定数及び任期の取扱いについて方向性を見出してから協議することとしていたが、議会議員の取扱いについて再度持ち帰り検討となったことから、協議に入ることとした。

協議の結果、3市村地域では、区域面積が広いことから2つ以上の農業委員会を設置することができるものの農業委員会は1つが望ましいということ、また、石狩市の農業委員会委員の残任期間中、厚田村及び浜益村の区域から農業委員会委員が不在となることは地域の状況が把握できないとの理由から、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、合併期日において合併前の市町村の農業委員会の選挙による委員であったもので新市の農業委員会委員の被選挙権を有することとなるものは、全員が石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き在任することを小委員会として提案することとした。